

## 平成 29 年度第 4 回 海老名市都市計画審議会 会議録

開催日時等	平成 29 年 12 月 25 日（月） 13 : 00～15 : 30			議員全員協議会室
議 案	1 都市計画道路 下今泉門沢橋線の変更（諮問） 2 生産緑地地区の変更（諮問） 3 海老名市景観推進計画の変更（諮問） 4 その他 ・ 県道 22 号横浜伊勢原都市計画決定（予定）について（情報提供） ・ 海老名市住みよいまちづくり条例について（情報提供）			
出席委員 ◎会長 ○副会長	◎飯塚 孝 松本 孝夫 久保田 英賢 城向 秀明	大坂 城二 市橋 輝朗 山中 孝文 伊波 武則	鈴木 守 山口 良樹 米川 僚一 中島 保	長嶋 睦美 日吉 弘子
	15 名中 14 名出席			
公開の可否	公 開	傍聴者数	2 名	
幹 事	参事（都市・経済担当） まちづくり部 部長 まちづくり部 次長 まちづくり部 都市計画課長	濱田 望 武石 昌明 平本 和彦 江下 裕隆		
事 務 局	都市計画課 開発指導担当課長 都市計画課 都市政策係 東部センター道路都市課長 東部センター道路都市課	佐藤 秀之 係長 今井 康生、主査 左藤 文子、 主査 見富 基裕、主任主事 小柴 賢明 小山 真生 重松 勝司、竹森 秀朗		
議事結果	○諮問事項 3 件 ○情報提供 2 件			

## (議事経過)

### ・議案(1) 都市計画道路 下今泉門沢橋線の変更(諮問)

会長	諮問事項1、都市計画道路 下今泉門沢橋線の変更について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(資料1に基づき、事務局より説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。 これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
委員A	下今泉門沢橋線の変更については、私の記憶では平成24年に神奈川県の方からアンダーパス方式からオーバーパスに変更することが発信され、地元河原口と上郷地区に対し説明があったと思います。 その際には、アンダーからオーバーへの変更に対し地元が抵抗心を持っていたと思います。 特にオーバーパスとした場合、自転車通行に大きな負担が生じること、大きな建築物が出来るため景観を損ねるなどの不安の声があった。 東部センターからは工期の進捗や事業費の低減を主たる変更の要因としていましたが、地元の声を尊重し、これまで通りのアンダーパスで事業実施していただきたくお願いしたと思います。 早期着手を目的としていたものが、結果5年を経過した今の時期になってしまったのか、お伺いいたします。
幹事	アンダーパスから変更することについては、様々なご意見があったことは確かです。その後、地域の皆様のご意見を集約し、計画に反映するための設計見直し等を進め、交通協議やその他関係機関との調整に時間を要してしまったのが事実でございます。こうした時間の遅れについては、今後の事業で鋭意進めていくことでご容赦願いたいと存じます。
委員A	都市計画変更することは、とても大きな手続きだと思えます。 平成8年当時に決定した思いは、先人の知恵の中で見出したものであり、十分尊重する必要があるのではないかと思います。プラスの方向への変更であればよいのですが、地域の皆様や海老名市の将来においては、今回の変更はマイナスであると思っております。 早期着手という要因が失われた現時点においては、当初計画であるアンダーパスにすべきと思いますが、現在の東部センター所長のご尽力に期待して、今回の変更は致し方ないと理解し、是非、早急に事業完遂をお願いしたいと思えます。
委員B	長き時間が掛かったことで、地域の皆様にご迷惑をお掛けしていることについては、率直にお詫びを申し上げます。 私どもも地域の皆様のご理解を得ながら進めてきた経緯があります。 本事業を早期に進めていくよう、最大限の努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
委員A	海老名市では西口まちづくりをしっかりと進めてきましたが、周辺道路が脆弱であることから、まちの機能が存分に発揮できていないことが残念であります。 特に下今泉門沢橋線は駅南北の基軸であり、渋滞解消のために図書館西側の交差

点暫定整備を進める話もありましたが進んでいません。

そういった状況を鑑みて、本事業の完成はいつ頃と認識したらよろしいでしょうか。

委員 B 供用開始時期につきましては、都市計画変更後に用地の取得手続きをしなければなりません。その後に工事着手となるため、現時点では具体的に何年後に完了とまではお示しすることは出来ませんが、早期に事業が完了できるよう、努力していきたいと考えております。

委員 A 県においても最優先事業で取り組んでいただきたくお願いいたします。

委員 C 変更により、工期短縮と事業費の縮減が図れるのでしょうか。

委員 B 工事期間の短縮という中では、オーバーパスにした場合、約5年から6年ほどの工期となりますが、アンダーパスの場合には約12年から13年と試算しております。また、事業費の件ですが、オーバーパスの場合は約45億円としており、アンダーパスの場合が約70億円程度でありますので、工期と事業費の面からしても大きなメリットがございます。

委員 C 工期の面では、これまでに5年を費やしていますから、工期短縮の効果は見込めない状況ですので、残念な面はありますが、今後の事業進捗で挽回願いたいと存じます。

委員 B 出来るだけ早期の供用開始を目指していきたいと思っております。

委員 D 歩道を片側だけアンダーにしなければならない理由があるのでしょうか。

幹事 自転車の通行を考えた場合、車道と同じオーバーでの通行にしますと、鉄道を越えるための高さを確保しますと長い登坂となってしまいます。自転車の動線として、鉄道の下を通すことで、押し歩きにはなりますが、上下移動はかなり低減できますので、地元のご要望にお応えする形で地下道を設けております。

委員 E 平成28年ごろに河原口大縄交差点からローソンの駐車場側を拡幅するために、用地買収を進め、暫定的に拡幅することで渋滞緩和を行っていくことを聞いていたのですが、その後の状況はどのようになっていますか。

委員 B 河原口大縄交差点から北側については、用地の確保が出来ているところがありますので、工事も順次進めております。

委員 E 中古車センターは未だのようですが、暫定整備はどの範囲まで行うのですか。

委員 B 今現在行っている工事は日通の用地を確保できておりまして、南側に向かう交差点の拡幅を進めております。また、県道40号線に接続する北に向かう部分では、一部の地主からご理解を得られていませんが、コンビニエンスストアの用地が確保できていますので、早々に右折レーンの整備を進めていきたいと考えております。引き続き鋭意用地交渉を進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員 E 重要な交通軸でございますので、是非、地域の皆様のご理解をいただき、早期に完成いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員 F 本路線の北側では県道51号に接続するのですが、その北側については既に都市

計画決定をしているのですが、こちらも整備を進めないと渋滞解消にはならないと思います。今後どのように進めていくのでしょうか。

幹事

市の立場といたしましては、路線北側の下今泉交差点までは早期に事業を行うよう、県に要望させていただいております。

ただし、鉄道の立体交差が事業費や事業期間的にも長期に掛かりますので、段階的に進めていくことを神奈川県からもご回答をいただいておりますので、まずは立体交差の事業をしっかりと進めていただくことで市としては理解しております。

会長

他にご意見は無いようですので、本件につきましては原案通りで異議無しということによろしいか。

全委員

異議なし。

会長

それでは、異議無しということで答申をさせていただきます。

## (議事経過)

### ・議案(2) 生産緑地地区の変更(諮問)

会長	諮問事項2、生産緑地地区の変更について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(資料1に基づき、事務局より説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。 これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
委員G	手続についてお聞きしたいのですが、現地は既にアパートが建設されており、居住も始まっています。 それを今頃になって諮問され審議会で議論することはいかなものか。 手続きに矛盾があると思う。
幹事	現地と手続きに乖離が出ていることは確かです。 神奈川県での生産緑地に係る手続きは、件数も多いものですから、県内全域の案件を1年に1回まとめて手続きをするようになっております。 また、生産緑地法では、買取りの申し出から3か月の期間を経て市の買取りや農地の斡旋が不調に終わりますと、建築制限の解除がなされます。 よって、諮問の時点では生産緑地の形態が無くなっていることとなります。 なお、買取り申出があった直近に都市計画審議会が開催する予定でしたら、報告事項として案件に扱い、都市計画審議会の開催時期に合わない場合は情報提供として委員の皆様へ資料を郵送することで、生産緑地の行為の制限が解除される前に委員の皆様にはお知らせし、ご意見を頂戴する機会をご用意させていただいております。 とはいえ、この時点での諮問ということで審議によって異議があった場合の問題は解決できていませんが、県の手続ルールにおいてこのような進め方となることをご理解いただければと存じます。
委員G	審議の意味がないと思う。納得は出来かねるが事情は分かりました。
委員F	生産緑地の2022年問題がありますが、指定30年経過後の生産緑地が一斉に解除され宅地化されることが懸念されています。海老名市でも25ha程度の生産緑地がありますが、2022年に向けて市として何かコントロールしていくべく制度を設けていく考えはあるのでしょうか。
幹事	現在、国の方で都市緑地法等の改正を行い、来る2022年に向けて法制度を進めております。その中で地方自治体が条例により生産緑地の指定面積を300㎡まで下限値を定めることができるようになっております。 当市としましては、こうした取り組みにより、生産緑地の維持保全を図っていきたいと考えています。
会長	他にご意見は無いようですので、本件につきましては原案通りで異議無しということによろしいか。
全委員	異議なし。

会長

それでは、異議無しということで答申をさせていただきます。

(議事経過)

・議案(3) 海老名市景観推進計画の変更(諮問)

会長	諮問事項3、海老名市景観推進計画の変更について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(資料3に基づき、事務局より説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。 これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
委員H	今回設定した眺望点は景色が狭く、大谷近隣公園等の他の眺望点と比べると随分眺望が違っており、20インチモニターで見ているような規模しか無い。せめて100インチ規模の眺望が得られように樹木の剪定をしてほしいということを要望させていただきます。
会長	要望ということでよろしいでしょうか。
委員H	はい。要望です。
委員G	景観審議会と都市計画審議会の両方で諮問していますが、どのような位置づけや役割分担となっているのか。
幹事	ダブルスタンダードとにならないようには考えております。 実情を申しますと、景観法というものがあり、景観法を基に景観推進計画を策定しており、計画の策定・変更をする場合は、都市計画審議会にて審議することとなっております。 一方で、海老名市は景観条例を持っており、その中で景観政策に係る事項は景観審議会にて審議いただくこととしております。 どちらの審議会が上位ということではないのですが、法と条例に規定されているため、両審議会に諮っているところです。 不自然な手続きと言わざるを得ないことも承知しておりますので、今後検討させていただき、改めてご報告させていただきたいと存じます。
委員G	普通は一つの案件は一つの諮問機関で審議するものですね。今回は特別ということで理解すればよろしいですか。
幹事	そのようにご理解ください。
委員I	緑化基準が、海老名市住みよいまちづくり条例で取り扱うこととなったため、整合性を持たすために改正したとのことですが、推進計画のどこに記載があるのでしょうか。
幹事	お配りしております資料の推進計画新旧対照の中で9ページとなります。
委員I	ということは、緑化の基準についてはダブルスタンダードではなく、まちづくり条例側で規定するものを推進計画で参照する形となるのですね。
幹事	そのとおりでございます。

委員 J	<p>景観推進計画を概ね9年間で見直しをしておりますが、今後は5年間で見直すという根拠は何か。</p> <p>また、先ほど景観審議会と都市計画審議会の両方に諮問していることに関してですが、両方が同じ方向に答えが出れば良いが、そうなるとも限らない。諮問は市長が行うわけですから、1つのことに対して2つの審議会に諮ることは通常ありえないことです。したがって、上下関係も含めてしっかり整理した方が良いと思う。</p>
幹事	<p>社会の要求や本市のまちづくりにおける変化のスピードが早くなっていることから、状況変化に追従できるように概ね5年といたしました。</p> <p>もう一点の2つの審議会に諮ることについては、委員の皆様がおっしゃるとおりだと思います。</p> <p>もし2つの審議会で違う意見が出た場合は、最終的に市長が判断する訳ですので、両審議会には判断の結果や根拠をしっかりと説明したいと考えています。</p>
委員 J	<p>1つの事項を2つの審議会に諮ることは有り得るのか。</p>
幹事	<p>先程来、江下課長が説明しておりますとおり、景観法では都市計画審議会に諮ることが前提にはなっているところですが、景観事業全般について海老名市としては専門的にしっかり取り組みたいことから、景観条例で景観審議会を設置しております。法体系上は都市計画審議会です問題無いのですが、景観事業において基本的な定めとなる推進計画ですので、先ずは景観審議会でもご意見をお聞きし、その過程を経て都市計画審議会に最終決断をする流れを執っています。両組織の上下というのはありませんが、法の下では都市計画審議会の意見が正となります。</p>
委員 I	<p>今のままでは適切とは言い難い。都市計画審議会です答申したことを景観審議会です報告する等、順番と役割はしっかり整理する必要があります。</p>
会長	<p>他にご意見は無いようですので、本件につきましては原案通りです異議無しということによろしいか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、異議無しということですよ答申をさせていただきます。</p>



## (議事経過)

### ・議案(4) その他 県道22号横浜伊勢原都市計画決定について(情報提供)

会長	その他事項、県道22号横浜伊勢原都市計画決定について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(資料4に基づき、事務局より説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。 これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
委員H	県道22号が慢性的な渋滞となっており、4車線化することで解消する目的は良く理解できるのですが、一部の地権者においては拡幅による事業継続が難しい等の問題もあります。地権者としっかり調整してほしい。 また、東西方向の道路が強化されることで、南北の地区が分断されてしまうことを懸念している。特に幼稚園や小中学校などの通学路もありますが、県道が整備されることで信号交差点が廃止されるように聞いている。 市としても、地域の生活に配慮していただくよう、しっかりと事業者へ意見を伝えてほしいと思います。これは意見とさせていただきます。
委員I	平成31年1月の県決定の後のスケジュールとしてどのように考えているのか。
委員B	まずは都市計画決定をいただくことで、用地交渉に入れます。 ある程度まとまった範囲の用地協力をいただけましたら、随時工事を進めていきたいと考えております。
委員A	県道22号線の拡幅事業は早期に実現していただきたいと考えておりますが、現実的に今回の計画で拡幅した場合でも、この路線のボトルネックとなっている戸沢橋を解決しないと問題は残ってしまうと思います。 今回計画の以西の部分の計画や根本的な渋滞対策はどのように考えていますでしょうか。
委員B	道路のネットワークを考えた中ではやはり西側の計画も検討しなければならないと思いますが、まずは今回の計画部分をしっかり行っていきたいと考えています。 県下の道路整備計画を「神奈川のみちづくり計画」に位置付けてして事業を推進しておりますが、限られた財政の中では優先される路線から整備を進めていくこととなります。 以西の整備については課題意識を持っておりますので、今後、蜜づくり計画に照らして計画的に進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。
委員A	地域の方が不便を来すようなことの内容、地元の皆様のご意見に配慮して、進めていただくことをお願い申し上げます。
委員K	東河内交差点の角に下水道のポンプ場があるが、ポンプ場が移設できるか否かで計画が決まってくるのではないかと思うがどのような整理がされていますか。
委員B	地元の説明会でも、下水道ポンプ場は大規模な地下構造があるため、移設は出来

ないと考えており、南側へ拡幅することで地元へ説明し、ご理解をいただいている  
ところではあります。

会長

他にご意見は無いようですので、本件につきましては情報提供ということで  
ありますので、ご承知願います。

(議事経過)

・議案(5) その他 海老名市住みよいまちづくり条例について(情報提供)

会長	その他事項、海老名市住みよいまちづくり条例について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(事務局より説明)
幹事	都市計画審議会及び専門部会でご審議いただきました、海老名市住みよいまちづくり条例の現在の状況について、ご報告させていただきます。 ・パブリックコメントを実施し、いただいた意見により開発道路のセットバックについて、修正を行った ・11月の臨時議会において、条例制定の上程を行った ・12月から、総合まちづくり特別委員会にて継続審議中
会長	事務局からの説明が終わりました。 これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
会長	ご意見は無いようですので、本件につきましては情報提供ということですので、ご承知願います。